

委員会等の構成に関する申合せ事項（案）

1 常任委員会

- (1) 委員の会派割当については、各会派の所属議員数を各委員会に均等に割振るため、割当基準数を基に割り当てる。
- (2) 正副委員長の会派割当については、各会派の所属議員数の比率により割り当てる。
- (3) 正副委員長の選択については、所属議員数が多い会派からの輪番制により行う。
なお、1回の選択数については、これまでの取扱いを踏まえ、協議、決定する。

2 特別委員会

- (1) 委員の会派割当については、委員会ごとに各会派の所属議員数の比率により割り当てる。
- (2) 正副委員長の会派割当については、各会派の所属議員数の比率により割り当てる。
なお、新たに設置する委員会が1つの場合、委員長は所属議員数が多い会派、副委員長は所属議員数が次に多い会派へ割り当てる。
- (3) 正副委員長の選択については、所属議員数が多い会派から順に行う。

3 議会運営協議会

- (1) 委員の選任については、各会派から推薦のあった者をもって充てる。
- (2) 委員の会派割当については、各会派の所属議員数10人（端数は四捨五入）につき1人を割り当てる。なお、5人から9人までの会派には、1人を割り当てる。
- (3) 座長については、所属議員数が多い会派の幹事長をもって諮る。

4 広報委員会

- (1) 委員定数は概ね9人とし、委員の会派割当については、各交渉会派の所属議員数の比率により割り当てる。その際、各交渉会派の議員が必ず1人以上となるように配慮する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。
- (3) 委員の選任については、議会運営委員会に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議会運営委員会の委員長が指名することができる。
- (4) 委員が辞任しようとするときは、議会運営委員会の委員長の許可を得なければならない。
- (5) 正副委員長の会派割当については、委員長は所属議員数が多い会派、副委員長は所属議員数が次に多い会派へ割り当てる。

5 議会構成委員会

- (1) 委員の会派割当については、各会派の所属議員数10人（端数は四捨五入）につき1人を割り当てる。なお、5人から9人までの会派には、1人を割り当てる。

- (2) 委員の選任については、議会運営委員会に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議会運営委員会の委員長が指名することができる。
- (3) 委員が辞任しようとするときは、議会運営委員会の委員長の許可を得なければならない。

6 議会改革検討協議会

- (1) 委員定数は概ね9人とし、委員の会派割当については、各交渉会派の所属議員数の比率により割り当てる。その際、各交渉会派の議員が必ず1人以上となるように配慮する。
- (2) 委員の任期は、議員の任期とする。
- (3) 委員の選任については、議会運営委員会に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議会運営委員会の委員長が指名することができる。
- (4) 委員が辞任しようとするときは、議会運営委員会の委員長の許可を得なければならない。